

○児童福祉法施行規則第六条の三第二項に規定するこども家庭庁長官の定める修業教科目
(平成七年二月二十八日)
(厚生省告示第三十一号)
(平一二厚告四四一・平一五厚労告三六八・令五厚労告一六七・改称)

児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第三十九条の三第二項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める修業教科目を、次のように定める。

児童福祉法施行規則第六条の三第二項に規定するこども家庭庁長官の定める修業教科目
児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第六条の三第二項に規定するこども家庭庁長官の定める修業教科目は、児童福祉法施行規則第六条の二の三第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成十三年厚生労働省告示第百九十八号)別表第一の教科目の欄に掲げる教科目及び別表第二に掲げる全ての系列に係る教科目とする。